

**「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)等」における
意見募集時の案と公布された政令等との変更点について**

頂いたご意見等を踏まえ、下記のとおり変更いたしました。

(傍線の部分は変更部分)

政令等	条	項	号	意見募集時の案	公布された政令等	備考 (別紙 1) 該当箇所
新命令	2	2		～「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。・・・	～「自己保有等議決権数」とあるのは「自己保有等業務執行決定権限」と、「議決権を」とあるのは「業務執行を決定する権限を」とし、組合等の組合員（特定組合類似団体（法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体をいう。・・・	No. 13
	3	3	10	外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げるものを除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出を行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの ト 当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）	外国投資家（令第三条の二第一項各号に掲げる非居住者等（同項に規定する財務大臣が認めたものを除く。）を除く。）が、法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に関し行う同意のうち、当該同意の時点において当該議案に係る会社の取締役又は監査役である者の再任に係る同意であつて、当該同意を行う外国投資家が当該議案に係る会社について法第二十七条第一項の規定による届出を行つた直近の同意（当該取締役又は監査役である者に係る同号に掲げる議案に関するものに限る。）の日から次に掲げる事項に変更がないもの ト 当該取締役又は監査役である者の当該議案に係る会社以外の法人その他の団体（当該外国投資家又は当該外国投資家を被支配会社等とするもの若しくはその被支配会社等（令第三条の二第一項第一号から第五号までに掲げる非居住者等に該当するものを除く。）を除く。）における役員としての経歴（役職名の変更に伴うものを除く。）	No. 14
	3	3	19	特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。	特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。	No. 15

			以下同じ。)が行う<u>法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為</u>(令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。) イ 各外国株主等(令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。)(特定上場会社等及び<u>その子会社</u>を除く。以下この号において同じ。))が所有する当該上場会社等の実質所有等株式(同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。))の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等(<u>法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。</u>)が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数(その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。))	以下同じ。)が行う<u>同条第二項第一号、第三号から第五号まで若しくは第七号から第十号までに掲げる行為又は令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第十五号までに掲げる行為</u>(令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。) イ 各外国株主等(令第二条第四項第一号に規定する外国株主等をいう。以下同じ。)(特定上場会社等及び<u>その子会社(外国法人等の被支配会社等を除く。次号において同じ。)</u>を除く。以下この号において同じ。))が所有する当該上場会社等の実質所有等株式(同項第一号に規定する実質所有等株式をいう。以下同じ。))の数及び当該外国株主等を同条第二十八項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等(<u>法第二十六条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。ロにおいて同じ。</u>)が所有する当該上場会社等の実質所有等株式の数を合計した純株式数(その数を合計する株式に重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計による株式の合計の数をいう。以下同じ。))	
7	5	法第二十七条第一項、<u>法第二十七条の四第一項、法第二十八条第一項又は法第二十八条の四第一項の規定による届出をしたものは、最終親会社等に変更がある場合</u>(当該変更後の最終親会社等が<u>外国投資家</u>に該当しない場合を除く。))には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。	法第二十七条第一項又は<u>第二十八条第一項の規定による届出をして法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは令第二条第二十五項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる対内直接投資等又は特定取得を行つたもの</u>(当該届出に係る会社又は法人に係る直接保有法人等(<u>法第二十六条第五項に規定する直接保有法人等をいう。</u>))又は出資証券所有法人等である場合に限る。))は、<u>最終親会社等に変更がある場合</u>(当該変更後の最終親会社等が<u>法第二十六条第一項各号に掲げるものに該当しない場合を除く。</u>))には、別紙様式第四十五による報告書を、当該変更が生じた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。	No. 35	